

河内長野市カムバック採用実施要項

1. 趣旨

河内長野市職員人材育成・確保基本方針に基づき、本市にとって即戦力となる人材を確保するため、本市を退職した者を再度本市職員として採用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

近年、民間企業や他の自治体への人材流出に加え、社会の変化による業務の多様化などにより人材が不足し、多くの新規採用職員を採用している。

しかしながら、必要な人員を確保するには至っていないうえ、業務経験の浅い職員が急増しており、全庁的に職員の負担が増えつつある。

そこで、本市で業務経験を積み退職した者を、改めて本市職員として迎え入れることでこれらの状況を改善する。

3. 採用予定日

4月1日。ただし、欠員の状況等により、年度途中に採用する場合あり。
(採用から6か月間は条件付採用)

4. 募集期間

採用予定日の前年度の10月から1月までの間で市長が定める期間

5. 申込対象者

以下のすべてに該当する者。ただし、選考終了後から採用予定日までの間において、いずれかに該当しなくなった場合は、採用されない。

- ① 採用予定日現在で50歳以下
- ② 本市で正職員として勤続年数3年以上（育児休業、休職等の期間を除く）
- ③ 退職日から採用予定日まで10年を経過していない（制度導入前の退職者も可）。
- ④ 退職日から起算して直近3年の人事評価がいずれも「D」以下でない。
- ⑤ 退職日から起算して直近3年間に欠勤していない。
- ⑥ 過去にカムバック採用されていない。
- ⑦ 以下のいずれにも該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 本市において分限免職処分（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合を除く）を受けた者

ウ 本市において懲戒免職処分を受けた者

エ 本市において分限降任処分または懲戒処分（ウを除く）を受けた日から採用予定日まで3年を経過していない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
カ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を
原因とするもの以外）

6. 選考等

市ホームページに掲載の「河内長野市カムバック採用選考」ページ内の「受験申込」から必要事項を入力する。

その後、申込内容を踏まえて面接を実施し、本市在籍時の人事評価等も考慮したうえで採用の可否を決定する。

なお、退職理由は転職、育児、介護など特に制限しないが、カムバック採用後に再び退職することを避けるため、配慮すべき事項がないか選考過程において確認する。

7. 勤務条件等

- ① 職種・・・退職時と同じ。
- ② 役職・・・退職時の役職以下。
ただし、退職時に管理職であった場合は、グループ長級以下。
- ③ 給与・・・給料月額は、退職時の職務の級及び号給を基礎に、退職後の経歴を加算して決定。退職手当を含む諸手当も支給の対象。

8. カムバック採用の取消

採用予定者が、採用予定日までの間に次のいずれかに該当したときは、当該採用予定者の合格を取り消すものとする。

- ① 5⑦に値する行為があったことが明らかとなったとき。
- ② 心身の故障のため、採用予定日に職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない状態となることが明らかになったとき。
- ③ 選考過程において虚偽の申告があることが明らかとなったとき。

9. 問合せ先

河内長野市総務経営局総務資源部人事課

TEL : 0721-53-1111

Mail : jinjikensyu@city.kawachinagano.lg.jp